

岩手県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営下門岡地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市稲瀬町中谷起	55番2	畑	田	2,002	738
北上市稲瀬町前田	103番1	”	畑	640	299
北上市稲瀬町古河	73番	”	”	4,072	375